

くらしの情報

2024.2
No.133

●編集・発行 さいたま市消費生活総合センター

〒330-0853 さいたま市大宮区錦町682-2 JACK大宮6階 TEL.048-643-2239 FAX.048-643-2247

定期購入トラブルにご注意ください!

ホームページやSNS等で「お試し価格」「特別価格」とうたう広告を見て、通常価格より安くお試し品と思い購入したところ、2回目の商品が届いて定期購入の契約と気づき、解約したいが電話がつかないというトラブルの相談が引き続き多く寄せられています。



さいたま市消費生活総合センター
マスコットキャラクター
さいたましょうこちゃん

しょうこちゃんからのアドバイス



「お試し価格」「特別価格」とうたう商品は定期購入の可能性が高いので気をつけましょう。最初の1回目だけは無料や安価で購入できますが、2回目以降は定価の購入で高額となる場合があります。無料や安価だからとすぐに注文するのではなく、注文する前に「最終確認画面」の表示を確認しましょう。以下チェックリストを参考にしてくださいね!

「最終確認画面」のチェックリスト

- 定期購入が条件になっていませんか?
- 定期購入が条件になっている場合、継続期間や購入回数が決まっていますか?
- 支払うことになる総額はいくらですか?
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか?
- 解約・返品できるか、解約・返品できる場合の条件（返品特約）、解約条件を確認しましたか?
- 利用規約の内容を確認しましたか?
- 「最終確認画面」をスクリーンショット*で保存しましたか? (契約を取り消す際の証拠になります)



*携帯電話やパソコンの「今表示されている画面」を画像として保存する機能です。製品ごとにスクリーンショットの方法が異なりますので、各製品の説明書や購入したお店で確認しておきましょう。

*令和4年6月1日の改正特定商取引法施行により販売業者等は、取引における基本的な事項を最終確認画面等で明確に表示することが義務づけられています。



定期購入の契約を解約するためには、商品の受け取り拒否をしても、解約はできません。「解約・返品できるかどうか」「解約・返品できる場合の条件」等をしっかりと確認しましょう。また、通信販売のためクーリング・オフは適用されません。



「商品受け取り後〇〇日以内に申し出る」「次回発送日の〇〇日前までに電話連絡する」といった解約条件があるのに、電話をしても通話中でつながらない等、事業者と連絡が取れない場合があります。曜日・時間帯を変えてつながるまで架電し、事業者に連絡した記録を残しましょう。念のため、メールでも連絡しておくといでしょう。

不安に感じた時や困った時には、消費生活センターに相談しましょう。

*市内3か所の消費生活センターの詳細は、裏面をご確認ください。

エシカル消費って何？



エシカル消費とは、地域の活性化や雇用等を含む、人、社会、地域、環境に配慮した消費行動のことです。私たち一人一人が日々の買い物等を通して、社会的課題に気づき、その課題の解決のために、自分で何ができるのか考えてみることで、これが、エシカル消費の第一歩です。

エシカル消費の行動例

- ・寄付付き商品を選ぶ
- ・地元の産品を購入する（地産地消）
- ・食べ残しを減らす

毎日のくらしの中で、
できるところから行動しましょう！

消費者行政の推進について 〈市長からのメッセージ〉

近年、SNSの普及によるコミュニケーションの迅速化、決済方法の多様化等、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。これにより、消費者にとっての利便性は飛躍的に向上した一方で、消費者トラブルは複雑化し、高齢者や若年者が巻き込まれるケースも少なくなく、憂慮すべき状況が続いています。

市民の皆さんが、安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現を目指して、悪質商法などに狙われやすい高齢者や、令和4年に成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、消費者トラブルの増加が懸念される若年者への支援の強化等を重点的に取り組んでまいります。

さいたま市長 清水 勇人

高齢者を守る お助けかわらばん その1

不用品回収は慎重に！

不用品回収が1万円だって！

早速頼みましょう！

不用品回収
ドラック
詰め放題
1万円

翌日ー

ではすぐに全部積みますね！

早くて助かるうー

作業が終わりました。30万円です。

ええっ…

聞いてないよ…1万円じゃないの!?

こんなときはー

いやー

188に電話!!

相談してよかったー

ほっ

©埼玉県消費生活課

低価格で不用品を買い取るという投げ込み広告があり来訪依頼した業者や、突然訪問した業者に、作業終了後に想定外の高額な請求をされてしまったというような相談が寄せられています。

不用品の訪問買い取りトラブルについて、注意するポイントを、しょうこちゃんと確認しましょう！

ポイント1

極端な低価格や煽り文句に釣られない！



ポイント2

作業前に見積書を受け取り、作業内容や料金等をしっかり確認しましょう。



ポイント3

見積は複数社から取り、想定外の高額請求には応じない！



消費生活相談窓口

ビックカメラ ソニックシティ 消費生活総合センター JACK大宮6階

大宮 西口

消費生活総合センター
☎ 048-645-3421 (相談窓口)
☎ 048-643-2247
相談受付 月曜～土曜日
相談時間 9時～17時
※受付は16時30分まで

高砂仲町線 浦和消費生活センター コムナール9階

浦和 東口

浦和消費生活センター
☎ 048-871-0164 (相談窓口)
☎ 048-883-4893
相談受付 月曜～土曜日
相談時間 9時～17時
※受付は16時30分まで

岩槻消費生活センター 岩槻区役所3階

岩槻 東口

岩槻消費生活センター
☎ 048-749-6191 (相談窓口)
☎ 048-749-6193
相談受付 月曜～金曜日
相談時間 9時～12時、13時～17時
※受付は16時30分まで

日曜日の電話相談 9時～16時 ☎048-645-3421 ☎048-643-2247

※祝休日、年末年始 除く

〈お問い合わせ〉さいたま市消費生活総合センター TEL 048-643-2239 FAX 048-643-2247

ホームページ

さいたま市消費生活総合センター

検索



このくらしの情報は、2,000部作成し、1部当たりの印刷経費は27円です。